

◎長崎支部からのお願い◎



 <b>検査時刻の指定</b>	検査巡回地区の日程は下表のとおりとなりますが、1日で数カ所を巡回するためご希望時間に検査にお伺いする運用は不可能ですので <b>検査時刻の指定はお受けできません。</b>
 <b>提出期限外の申請</b>	申請書の提出期限は <b>検査希望日の1週間前必着</b> となります。期限を過ぎてのご申請はお断りする場合がございますので予め余裕を持った申請をお願いします。

◎令和2年7月から令和3年6月長崎支部船舶検査予定表◎

検査にお伺いする時間は **検査日の前日** (土日祝日を除く)に、電話にてご連絡します。(お願い)前日の午後3時過ぎて連絡が無い場合はお電話ください。

		R02/7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3/1月	2月	3月	4月	5月	6月
<b>長崎 畝刈 地区</b>	【長崎市】旧外海町・旧琴海町を除く	1 6 8	3 5 12	2 7 9	5 7 12	2 4 9	2 7 9	6 13 18	1 3 8	1 3 8 10	5 7 12	10 12 17	2 7 9
	【諫早市】多良見町【西彼杵郡】長与町・時津町	13 15 20	17 19 24	14 16 23	14 19 21	11 16 18	14 16 21	20 25 27	10 15 17	15 17 22 24	14 19 21	19 24 26	14 16 21
	※離島については支部へお問い合わせください	22 27 29	26 31	28 30	26 28	25 30	23		22 24	29 31	26 28	31	23 28 30
<b>島原 地区</b>	【島原市】【雲仙市】【南島原市】	2 9 16	6 13 20	3 10 17	1 8 15	5 12 19	3 10 17	7 14 21	4 18 25	4 11 18 25	1 8 15	13 20 27	3 10 17
	【諫早市】飯盛町・有喜町・森山町	30	27	24	22 29	26	24	28			22		24
<b>大村 地区</b>	【東彼杵郡】川棚町・東彼杵町【大村市】	6 13 20	3 17 24	7 14 28	5 12 19	2 9 16	7 14 21	8 18 25	1 8 15	1 8 15 22	5 12 19	10 17 24	7 14 21
	【諫早市】旧諫早市内・高来町・小長井町	27	31		26	30			22	29	26	31	28
	【佐賀県】鹿島市・嬉野市・藤津郡太良町												
<b>佐世 保地 区</b>	【佐世保市】ただし、以下を除く	2 7 9	4 6 11	3 10 17	1 8 15	5 12 19	3 10 17	7 14 21	4 18 25	2 4 9 11	1 6 8	11 13 18	1 3 8
	浅子町・宇久町・小佐々町・江迎町・鹿町町	14 16 21	13 18 20	24	22 29	26	24	28		16 18 23 25	13 15 20	20 25 27	10 15 17
	※離島については支部へお問い合わせください	28 30	25 27							30	22 27		22 24 29
<b>西彼 地区</b>	【西海市】	7 14 21	4 11 18	1 8 15	6 13 20	10 17 24	1 8 15	12 19 26	2 9 16	2 9 16 23	6 13 20	11 18 25	1 8 15
	【長崎市】旧外海町・旧琴海町	28	25	29	27		22			30	27		22 29
<b>北松 地区</b>	【佐世保市】浅子町・小佐々町・鹿町町・江迎町	1 又は 2	5 又は 6	9 又は 10	7 又は 8	11 又は 12	9 又は 10	6 又は 7	3 又は 4	3 又は 4	7 又は 8	12 又は 13	2 又は 3
	【平戸市】【北松浦郡】【松浦市】	8 又は 9	12 又は 13	23 又は 24	21 又は 22	25 又は 26	23 又は 24	20 又は 21	17 又は 18	10 又は 11	14 又は 15	19 又は 20	9 又は 10
	※離島については支部へお問い合わせください	15 又は 16	19 又は 20							17 又は 18	21 又は 22	26 又は 27	16 又は 17
	※表下『注意事項』をご確認ください	29 又は 30	26 又は 27							24 又は 25			23 又は 24
<b>五島 地区</b>	【五島市】	6 又は 7	3 又は 4	7 又は 8	5 又は 6	9 又は 10	7 又は 8	12 又は 13	8 又は 9	8 又は 9	5 又は 6	10 又は 11	7 又は 8
	※表下『注意事項』をご確認ください	20 又は 21	17 又は 18	23 又は 24	19 又は 20	24 又は 25	21 又は 22	25 又は 26	24 又は 25	22 又は 23	19 又は 20	24 又は 25	21 又は 22
<b>新上 五島</b>	【南松浦郡】新上五島町	13 又は 14	11 又は 12	14 又は 15	12 又は 13	16 又は 17	14 又は 15	18 又は 19	15 又は 16	15 又は 16	12 又は 13	17 又は 18	14 又は 15
<b>小値賀 宇久・他</b>	【佐世保市】宇久町【北松浦郡】小値賀町	小値賀・宇久に関しては3か月程度に1回 その他は個別対応となります。詳しくは支部にお問い合わせください。											
	その他離島	離島のお客様は、通常巡回している港へのお持ち込みにご協力お願いいただく場合もございます。											
<b>長崎支部への持ち込み検査</b>		【予約制】月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前9:00～12:00・午後1:00～4:00 船舶番号をご確認の上、事前にご連絡ください。											

※ 注意事項 北松・五島・新上五島地区は同じ週に2日間検査日を設けておりますが  
2日間のうちのどちらかを指定することはできませんのでご了承ください。  
どちらの日でお伺いするかは検査の前日(土日祝日を除く)にお時間の連絡と併せて致します。

〒859-0401  
長崎県諫早市多良見町化屋1852-2 ☎ 0957-43-5090  
日本小型船舶検査機構 長崎支部 FAX 0957-43-5250